平成２１年（フ）第４９号
熊本県山鹿市杉959番地１
破産者　池川　広海
１　決定年月日　平成22年４月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第６００号
愛知県高浜市稗田町１丁目７番地14、開始決定時の住所愛知県高浜市青木町６丁目１番地10
破産者　杉浦組こと　杉浦　　昇
１　期日　平成22年５月17日午後２時40分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年４月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２０年（フ）第１３２５号
熊本市東町３丁目10番20―８号、破産開始時の住所熊本市龍田陳内２丁目11番16号
破産者　渡邉　恒雄
異議申述期間　平成22年５月31日まで
平成22年４月１日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２１年（フ）第３０５８号
福岡市城南区七隈５丁目14番18号
破産者　青柳　　保
１　決定年月日　平成22年３月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０５９号
福岡市城南区七隈５丁目14番18号
破産者　青柳　勝代
１　決定年月日　平成22年３月31日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

免責審尋期日

平成２１年（フ）第１１４２６号
東京都港区麻布十番３丁目３―13―701
破産者　橋本　勝美
審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
平成22年３月31日
東京地方裁判所民事第20部
平成２１年（フ）第２４２５５号
東京都世田谷区喜多見７丁目26―17―２―302
破産者　宮崎　正造
審尋期日　平成22年５月31日午前11時
平成22年３月30日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（フ）第４８９３号
東京都港区麻布十番２丁目10―１―601
破産者　西原　豊樹
審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
平成22年３月31日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１号
岡山県倉敷市船穂町船穂216番地
清算株式会社　株式会社アサヒ設備工業
代表清算人　佐野　　修
１　決定年月日　平成22年３月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所倉敷支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第１００１号
島根県松江市白潟本町10番地
清算株式会社　株式会社園山書店
１　決定年月日　平成22年３月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１４号
本店所在地札幌市中央区北２条西２丁目４番地
清算株式会社　樺戸開発産業株式会社
１　決定年月日　平成22年３月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。
①　樺戸開発産業株式会社　（略称）清算株式会社
②　伊達山倶楽部株式会社　（略称）新会社
③　特別清算開始決定日　（略称）基準日
⑵　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し基準日までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
⑶　担保権付債権
本協定における「担保権付債権」とは、清算株式会社の不動産その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、基準日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。担保権付債権を有する債権者を「担保権付債権者」という。
⑷　一般債権
本協定における「一般債権」とは、担保権付債権に該当しない特別清算債権をいう。
⑸　会員預託金債権
本協定における「会員預託金債権」とは、一般債権のうち、清算株式会社に対し、会員制ゴルフクラブ「ハッピーバレーゴルフクラブ」についての優先的施設利用権（以下「プレー権」という。）及び預託金債権を有する債権者（基準日までに退会していた会員を除く。以下「会員債権者」という。）の有する債権をいう。
⑹　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において特別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して一つの債権とみなす。
⑺　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑻　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
なお、債権者が本協定に基づく弁済予定日の３営業日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を札幌法務局に供託することができる。
⑼　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
基準日以降、特別清算債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、特別清算債権の全部または一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、基準日における債権者の特別清算債権額を基準として行う。
２　担保権付債権の不足額の取扱い
⑴　担保権付債権について、担保によって弁済されない残額（以下「不足額」という。）は一般債権の例によって弁済する。
⑵　担保権の対象となる資産の評価額及び不足額が確定していない担保権付債権者については、合意による評価額の確定又は換価処分により不足額が確定した後、同不足額について一般債権の例によって弁済する。